

鳥取県告示第 392 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人中部 福 社 会 理 事 長 田熊 博文	東伯郡北栄町東 園331-1	北栄居宅介護支援セ ンターあずま園	東伯郡北栄町東園 331-1	平成20年5月23日